

定 款

日本和装ホールディングス株式会社

定 款

第1章 総 則

(商号)
第1条 当社は、日本和装ホールディングス株式会社と称し、英文では、NIHONWASOU HOLDINGS,INC.と表示する。

(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 和服及び和装品の販売促進の企画並びに販売代理業
2. 和服及び和装品の売買契約の仲介業
3. 和服及び和装品のレンタル業
4. 中古和服及び中古和装品の買い取り、販売及び貸与
5. 着物の仕立て、縫製、クリーニング業
6. 和装、縫製の教育指導
7. 和服及び和装品の卸し、販売業
8. 織物の製造及び販売業
9. 割賦販売法に基づく割賦販売業及び割賦販売斡旋業務
10. 金銭貸付業務
11. 着付に関する教育資材の研究開発及び販売業
12. 着付指導に関する人材教育の為の教育事業
13. モデルエージェンシー事業
14. モデルの育成並びにマネジメント事業
15. 労働者派遣事業
16. 職業紹介事業
17. フランチャイズシステムによる加盟店の募集及び加盟店の経営指導
18. 家紋登録取次事業
19. 通信販売事業
20. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)
第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞 に掲載する方法により行う。

(機関)
第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、33,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを会社に請求することができる。

(基準日)

第10条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第19条 当社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

- 関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。
- 2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
 - 3 取締役社長は、業務の執行を統括し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐してこれを分掌する。
 - 4 取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。
- 2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

- 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第28条 取締役の報酬は、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定め

る。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当社の監査役は6名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第42条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当等の除斥期間)

第46条 配当財産は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息をつけない。

1986年	7月10日	作成
1987年	2月7日	改定
1987年	2月19日	改定
1987年	10月20日	改定
1993年	12月3日	改定
1994年	10月21日	改定
1996年	7月1日	改定

2000年	8月	11日	改定
2001年	2月	23日	改定
2003年	9月	1日	改定
2003年	10月	1日	改定
2004年	2月	2日	改定
2004年	3月	30日	改定
2004年	6月	29日	改定
2005年	7月	28日	改定
2006年	5月	1日	改定
2006年	6月	30日	改定
2006年	7月	24日	改定
2007年	7月	26日	改定
2008年	7月	29日	改定
2008年	11月	21日	改定
2009年	3月	27日	改定
2010年	3月	26日	改定
2013年	2月	26日	改定
2013年	3月	27日	改定
2016年	3月	29日	改定
2018年	3月	28日	改定
2019年	4月	1日	改定
2020年	3月	27日	改定
2022年	3月	30日	改定
2024年	3月	28日	改定